

オフィス・ソメヤ通信

2026 年 8 月号 No.170

〈発行〉社会保険労務士オフィス・ソメヤ

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-23-7

第 3 瑞穂ビル 209 号室

e-mail info@office-someya.jp

50 人未満の事業場へのストレスチェックの義務化 施行期日は「令和 10 年 4 月 1 日」

令和 7 年の労働安全衛生法等の改正により、ストレスチェックについて、当分の間、努力義務とされている労働者数 50 人未満の事業場についても、**令和 10 年 4 月 1 日**からその実施が義務化されることになりました。

厚生労働省からリーフレットが公表されていますので、ご案内いたします

◆労働者数 50 人未満の事業者もストレスチェックが義務になります！周知用リーフレット

労働者数 50 人未満の事業者も

ストレスチェックが義務になります！

令和 10 年 4 月 1 日 スタート

ストレスは見えません。チェックしましょう。

ストレスチェックは、2015 年から、労働安全衛生法において事業場が義務付けられています。

2025 年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数 50 人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査(ストレスチェック)を実施し、本人のストレスへの気づき・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

厚生労働省

ストレスチェック制度に取り組む意義

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせると、その休職期間は平均で約 3 か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、大きな人材の損失となるほか、経営上のリスクにつながってまいります。

また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場においてメリットも大きいと思います。

こうした視点も踏まえて、事業者は、職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。

小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚生労働省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、50 人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。(令和 8 年 2 月公表)

まずは、厚生労働省ホームページをチェックしましょう。
※マニュアルの紙版版(スタートガイド)もあります

厚生労働省ホームページ(ストレスチェック)

専門スタッフの支援

厚生労働省が設置する都道府県の産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策の専門スタッフ(社労士、心療職、保健師等)による、研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援等の支援メニューが無料で受けられます。

産業保健総合支援センター

サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフが応じます。

電話番号：(多岐用フリーダイヤル) 0570-031050
受付時間：平日 10:00～17:00 (土日祝日、年末年始は除く)

小規模事業者向け
都道府県労働局労働安全衛生課

「こころの耳」

厚生労働省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、ストレスチェック制度の支援に役立つ情報(メンタルヘルス対策の学習動画や、中小企業における取組事例など)を広く掲載しています。

厚生労働省「こころの耳」

(令和 8 年 6 月)

☆労働者数 50 人未満の事業者の方(すでにストレスチェックを実施している場合を除きます)は、施行期日までに対応が必要となります。

このリーフレット、さらには小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアルなどを紹介しながら、アドバイスさせていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70761.html

令和8年版の高齢社会白書 65 歳以上の人の約4割が仕事をしたい(続けたい)

令和 8 年 6 月中旬、内閣府より「令和8年版の高齢社会白書」が公表されました。

この白書は、高齢社会対策基本法に基づいて、毎年政府が国会に提出している年次報告書であり、高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、また、高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにするものです。

今回の白書で報告されている高齢化の状況等のポイントは、次のとおりです。

◆令和8年版の高齢社会白書／高齢化の状況等のポイント

基本的な状況

◎我が国の総人口に占める 65 歳以上人口の割合(高齢化率)は 29.4%。

・我が国の総人口は、1 億 2,322 万人(令和 7 年 10 月 1 日現在)。

65 歳以上人口は、3,622 万人

・「65～74 歳人口」は 1,495 万人、総人口に占める割合は 12.1%。

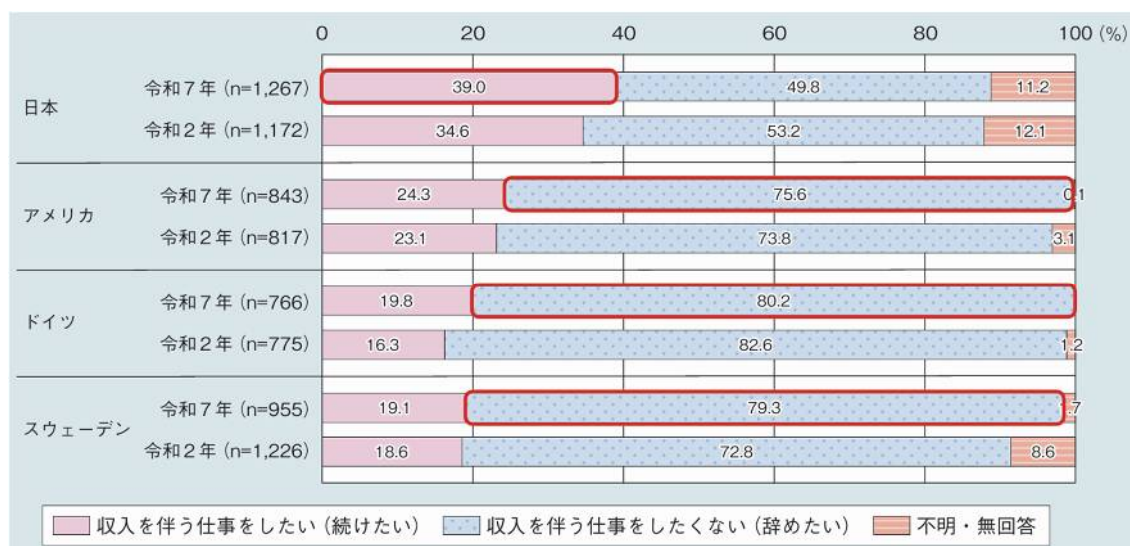
「75 歳以上人口」は 2,127 万人、総人口に占める割合は 17.3%で、65～74 歳人口を上回っている。

・令和 52(2070)年には、2.6 人に 1 人が 65 歳以上、約 4 人に 1 人が 75 歳以上となる。

・65 歳以上の就業者数は、22 年連続で前年を上回っている。

●65 歳以上の人の就業意欲(特集:国際比較調査)

□ 収入を伴う仕事をしたい(続けたい)と思うか？



【内閣府】https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2026/zenbun/08pdf_index.html

育児休業等給付の申請手続きが見直されました

令和 8 年 8 月 1 日から、育児休業等給付の申請手続きを行いやすくするため、事務取扱いが見直しされます。

◆リーフレット 育児休業等給付の給付の申請手続きを見直します

雇用保険被保険者・人事労務担当者・社会保険労務士の皆さまへ
令和 8 年 8 月 1 日から
育児休業等給付の申請手続きを見直します

育児休業等給付の申請手続きを行いやすくするため、令和 8 年 8 月 1 日から、事務取扱いを見直します。

- 1. 出生時育児休業給付金の申請時に申告する賃金について**
 出生時育児休業中の賃金の申告について、申請の早期化を図るため見直します

従来	「出生時育児休業期間を対象として支払われた賃金」を申請時に申告
見直し後	「出生時育児休業期間中に支払日のある賃金※」を申請時に申告

※ 令和 8 年 8 月 1 日以降に開始する出生時育児休業から対象になります。
 ※ 出生時育児休業期間(育児休業期間を含む。)を対象とした賃金が対象になります。
 また、出生時育児休業を分割して取得する場合は、その間の就労期間に支払日のある賃金を含みます。
- 2. 出生後休業支援給付金の配偶者の確認書類について**
 母親が申請する場合の配偶者の確認書類について、父親と同様に、「母子健康手帳の写し(出生済証明のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る)」を提出できるようになります

※ 母子健康手帳の写しでは確認できない場合は、世帯全員について記載された住民票等の確認書類の提出をお願いする場合があります。
- 3. 育児時短就業給付の支給要件の確認について**
 ● 同一の子について育児休業給付を受給している場合は、改めて母子健康手帳の写し等の提出は不要です



☆ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【厚生労働省】<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001720846.pdf>

編 集 後 記

7 月 28 日に発生した「令和 8 年熊本地震」による被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。一日も早く日常が戻ることをお祈り申し上げます。

厳しい猛暑が続き、体力も奪われる日々を過ごしていますが、8 月も暑い日が続いてしまうと考えると、うんざりしてしまいます。8 月もゴルフへ行くので、熱中症対策に励んで、ラウンドしてきたいと思います。最近、身体的な対策はもちろんのこと、YouTube で怪談を聴くことが日課になり楽しみで、身体の中からヒヤッとしたりしていますが、どこか涼しいところへ旅行へ行けたらな～と思っています。

暑さに負けずに頑張ってまいりたいと思います。